

エ 身体拘束の手続き

緊急やむを得ず、身体拘束を実施する場合の利用者又は家族等への説明と同意については、「説明があり、文書で同意した。」が「療養型」(37.3%)、「老健」(32.8%)、「特養」(29.7%)の順で多く、全体で25.2%であった。一方で、「説明があり、口頭で同意した。」(15.5%)、「説明はなかったが、口頭で同意した。」(0.7%)など、施設の取組状況等アンケートと同様に、「静岡県介護保険施設等指導指針」で定める書面による家族の承諾が介護現場では必ずしも徹底されていない。

なお、「拘束があるとは聞いていないので、特にない。」が「グループホーム」(50.0%)、「ショートステイ」(43.8%)で多く、全体で35.1%となっている。